

人権ナビ作成等業務仕様書

1 業 務 名

人権ナビ作成等業務

2 履行場所

堺市役所及び堺市立学校園

3 履行期間

契約締結日から令和 8 年 1 月 31 日まで

4 業務目的

堺市立学校園に在籍するこどもや保護者及び教職員の人権問題に対する関心を高め、人権意識の向上を図る。

5 業務内容

(1)人権ナビの作成（データ）

- ・ストーリーマンガ PDF 版の作成（堺市ホームページ掲載用）
- ・全体表紙[カラー]
- ・目次[カラー]
- ・各課題別表紙 [カラー]
- ・ストーリーマンガ[モノクロ]（各課題 1 0 ページ）
 - ジェンダー平等
 - 災害と人権
- ・解説（各課題 1 ページ）
- ・相談窓口[カラー]
 - 各種相談窓口（2 ページ）

※解説ページ、相談窓口に URL を掲載する際にリンク機能を付ける。

(2)保護者等への周知文の作成（紙ベース 1 枚）

- ・A 5 判 [カラー]マットコート 90 k g
- ・タイトルを作成し表記する。
- ・トップページ及び各課題別表紙にアクセスできる QR コード・URL を掲載する。
- ・閲覧中すぐにアクセスできるように、PDF からリンクができるようにする。
- ・人権ナビ「しあわせをめざしてつながる Vol. 60」及び「堺市・堺市教育委員会」を表記する。

6 納期及び納品等

- ・上記 5（1）のストーリーマンガ PDF 版の納期は、令和 7 年 11 月 28 日（金）までとする。
- ・完成品については、人権教育課へ PDF ファイルを納品する。
- ・保護者等への周知文については、別途配付する配送先リストに基づき、堺市立学校園及び堺市役所（人権教育課）へ、12 月 3 日までに発送すること。なお、20 枚ごとに間紙を挟み込み仕分けしやすくすること。（令和 6 年度の配布部数等は別紙参照）
- ・完成品については、市において業務の用に供するため、必要に応じて編集及び加工して使用する場合がある。

7 構成・内容

表紙 目次	●全体表紙〔カラー〕(1 ページ) ・第1部・第2部の作画等をアレンジするなど活用し、ストーリーマンガのイメージが伝わる全体表紙とする。 ・全体イメージが伝わるタイトルを作成し表記する。 ・人権ナビ「しあわせをめざしてつながろう Vol.60」及び「堺市・堺市教育委員会」を表記する。 ●目次〔カラー〕(1 ページ)
第1部	【ジェンダー平等】 ＊ストーリーマンガ（ジェンダー平等）の表紙〔カラー〕(1 ページ) ＊ストーリーマンガの内容〔モノクロ〕(10 ページ) 「男女共同参画社会基本法」などの法整備がなされてきたが、人々の意識や行動、慣行の中には女性に対する差別や固定的な性別役割分担意識が依然として根強く残っており、全ての人が平等に参画できる社会の実現を阻む要因となっている。 固定的な性差観や性別役割分担意識が、個性や能力を発揮する機会を阻み、生きづらさを感じながら生活している人がいるという実態に触れ、そのような意識が差別や人権侵害につながっていることを伝える内容とする。 全ての人が、性別にとらわれず、それぞれの個性や能力が尊重され、自分らしい生き方を選択できることが当然のこととして受け入れられる社会を実現するために行動していくことがいかに大切かを啓発する。 ＊解説ページ（巻末）〔カラー〕(1 ページ) ストーリーマンガの内容についてより理解が深まるよう解説ページを作成する。 ストーリーマンガに関連する相談窓口等を記載する。(URL がある場合、リンク機能を付ける)
第2部	【災害と人権】 ＊ストーリーマンガ（災害と人権）の表紙〔カラー〕(1 ページ) ＊ストーリーマンガの内容〔モノクロ〕(10 ページ) 来日して日本で居住や滞在する外国人は年々増加傾向にあり、訪日外国人観光客を含めて在留形態の多様化や多国籍化も進む中、災害時における外国人は、日本語がわからないことや災害そのものに不慣れであったり、避難に関する知識を持ち合わせていなかったりするなど災害時要援護者の立場になる可能性が高い。 一方で、日本社会は高齢化が進行し、災害時に支援する立場となる人は減少傾向にあることから、外国人も災害復興等を担う一員として、共に協力し合うという立場を求められる割合が高まってきている。 これまでの大規模な災害発生時でも言葉や文化・習慣のちがいなど、お互いの状況をよく理解し合えていないことにより、避難所等において様々な偏見や差別が生じた。避難所での生活を例に、言葉や文化・習慣のちがいなどを含め、外国人にとっての障

	壁を紹介し、ちがいに対する無理解や偏見が差別や人権侵害につながることや、避難所生活の中でもお互いのちがいを理解し合うことで共助の関係を築いていく必要性を伝える内容とする。 災害時に関わらず、日頃からお互いに理解し合い、助け合う関係づくりを築いていくことがいかに大切かを啓発する。 ＊解説ページ（巻末）[カラー]（1 ページ） ストーリーマンガの内容についてより理解が深まるよう解説ページを作成する。 ストーリーマンガに関連する相談窓口等を記載する。（URL がある場合、リンク機能を付ける）
その他	【各種相談窓口】[カラー](2 ページ) 以下の相談窓口等について、主なものを紹介する。 ・ こどものための相談窓口 ・ 各種人権相談窓口 ・ 障害福祉の相談窓口 ・ 外国人の人権に関する相談窓口 ・ 性的指向及び性自認に関する相談窓口 ・ 性暴力に関する相談窓口及び受診受付 （URL がある場合、リンク機能を付ける）

8 業務詳細

(1) 人権ナビ（データ）及び保護者等への周知文（紙ベース 1 枚）の作成

- ①業務の趣旨・内容・スケジュール等について、打ち合わせ
- ②ストーリー案の作成（意見交換・校正）（8 月）
- ③台割案の作成（意見交換・校正）
- ④ネーム案・解説ページの作成（意見交換・校正）（9 月）
- ⑤線画案の作成（意見交換・校正）（10 月）
- ⑥着彩案、周知文案の作成（意見交換・校正）（11 月）
- ⑦完成、納品（11 月）

(2) ストーリーマンガ PDF 版（堺市ホームページ掲載用）の作成

- ・ スマートフォンの画面の大きさで見られるよう、文字の大きさ、表記、分量等を工夫する。
- (3) ストーリーマンガは基本的に保護者を対象とするが、文章表記を用いる場合は、小学校 5 年生以降に習得する漢字に対してルビをつけるなど表記方法を工夫する。
 - (4) 掲載する各種相談窓口については、令和 7 年 9 月に発注者から一覧表を提供する。
 - (5) データを使用する場合は、一般に公開されている客観的データ（特に堺市や大阪府に関連するデータ）を活用し、出典根拠を示す。
 - (6) 受注者は漫画家等を複数名提案のうえ、発注者と協議して 2 名選定すること。
 - (7) 漫画家の選定後、ストーリー案、台割案、ネーム案、線画案、着彩案、解説ページ案、周知文案を提出し、発注者の承諾を得ること。

9 著作権

- (1) 著作権は市に無償で譲渡する。
- (2) 第三者の著作物を使用する場合は、原則として「市または市の外郭団体などが発行する刊行物などに当該著作物を二次利用する場合は、あらかじめ無料で当該著作物使用の許可を得たものと見なす」旨、受注者の負担で著作権処理を行うこと。

- (3) 前項における著作権処理の際、著作権者の意向で、市または市の外郭団体の使用に対し何らかの制限を設けなければ使用許諾が得られない場合は、当該著作物を使用するかどうかについてあらかじめ発注者の意向を聴き、その承諾を得たうえで、著作権処理を行うものとする。この場合、市または市の外郭団体の使用に対し設けられた制限の内容について、受注者は文書で発注者に報告すること。

10 暴力団等の排除について

(1) 入札参加除外者を再委託先等とすることの禁止

①受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、再委託先並びに受注者及び再委託先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「再委託先等」という。）としてはならない。

②これらの事実が確認された場合、本市は受注者に対し、当該再委託先等との再委託契約等の解除を求めることができる。

(2) 再委託契約等の締結について

受注者は、再委託先等との再委託契約等の締結にあたっては、契約締結時には本市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

(3) 誓約書の提出について

①受注者は、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約書の作成を省略する契約の場合、もしくは受注者が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は本市の外郭団体である場合はこの限りでない。

②受注者は、再委託先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴して、本市へ提出しなければならない。

③受注者及び再委託先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

(4) 不当介入に対する措置

①受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利用することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに本市に報告し、警察に届け出なければならない。

②受注者は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告し、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。

③本市は、受注者が本市に対し、①及び②に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。

④本市は、受注者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が①に定める報告及び届け出又は②に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。

11 その他

(1) 取材の手配、交渉等

市で特に指定しない限り受注者が行うこと。

(2) 取材先及び撮影協力者の掲載については、本人（未成年の場合は保護者）または団体の承諾を得ること。

(3) 取材先及び撮影協力者の住所、氏名は必ず確認し、冊子配信後、速やかに本冊子の配信に関する情報を提供すること。

(4) 写真があれば使用・未使用を分けて、画像データ（JPEG）として納品する。

(5) 校正

ストーリーマンガごとに各工程で2回程度。（ストーリー案、台割案、キャラクターデザイン、ネーム案、線画、個別表紙、全体表紙イラストカット、着彩案、周知文案）

(6) 工程表、原稿の提出

納品までの日程を定めた工程表を作成し、工程表に基づき原稿内容を市と協議しながら、修正を加えつつ作業を進めること。

(7) 契約書及び仕様書に定めのないものについては、その都度、双方協議のうえ定める。

